

# 税

TAX

◎ 税を考える週間  
11月11日水～17日火

## 家屋を取り壊したときは 届出をしてください！

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届出をしてください。届出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届出不要です。  
▼税務課  
☎ 23局3510 FAX 23局0180

## パート収入と税

### ◆パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（15,000円）が課税されます。

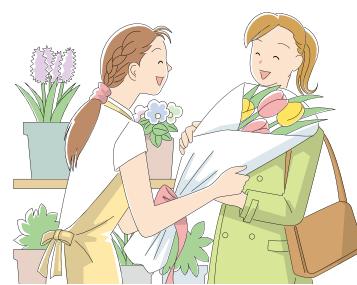
また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

**◆配偶者控除・配偶者特別控除**  
所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。

ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けれるとはできません。

たゞ、夫の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者特別控除を受けきません。



## 豊橋税務署からの おしごと

### 平成27年分源泉所得税年末調整説明会

▼対象＝法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方

▼日時＝11月17日（火）午後1時30分～3時30分

▼場所＝田原文化会館多目的ホール

☎ (0532) 52局6201

### 平成27年分青色決算等説明会

▼日時＝12月1日（火）午前10時～正午／午後1時30分～3時30分

▼場所＝アイプラザ豊橋（豊橋市草間町字東山143-6）▼内容＝記載方法の説明

▼その他＝青色申告決算書、收支内訳書などの用紙

は国税庁ホームページ（<http://www.ntago.jp/>）からダウンロードできます。／青色申告決算書用紙は確定申告書の用紙に同封されます。（前年イーフラックスで申告された方は、青色e-Taxで申告された方は、青色申告決算書用紙、確定申告書用紙は郵送されません。）／申告書の提出はe-Taxをご利用ください。

また、Pay-easyに対応している

インターネットバンキングまたは

ATMを利用して納付する」とともで

きますので、ぜひご利用ください。（ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。）

（ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。）

※お問い合わせ時、代表電話の自動音声は「2」を選択してください。

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、国税局「電話相談センター」で受け付けています。税務署の代表電話の受付は自動音声で案内しています。

具体的な操作方法は、音声案内に従ってください。また、税務署での面接相談は事前予約制です。あらかじめお電話でご予約ください。

※税金の納付相談は予約不要

▼豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

（0532）52局6201

### 個人事業税第一期分の 納期限は11月30日㈪です

個人事業税の第二期分の納付書を11月中旬にお送りしますので、最寄の金融機関、コンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のもの）または県税事務所で納付してください。

また、Pay-easyに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付する」とともで

きますので、ぜひご利用ください。（ただし、領収証書が発行されませ

ん。領収証書が必要な方は、金融機

関などの窓口で納付してください。）

※口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所課税第一課  
☎ (0532) 35局6121  
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/